

# 令和8年度

## 金沢の文化の人づくり助成事業 募集要項

この事業は、金沢に育まれてきた伝統文化の継承発展及び新たな文化の創造を担う人材を育成することを目的とし、海外研修等の費用を支援するものです。

### 〔助成内容〕 ※令和8年4月～令和9年3月に開始する研修を対象とします

対象事業（研修）	対象者	研修期間	助成金額
I 海外・国内研修への 参加費助成  ※県内の研修も可	金沢の文化の人づくり奨励金 対象者又は奨励金の交付期間 が終了した50歳未満の者で、 市内において生業とし、本市の 伝統産業等を後継する意思が ある者	1年以内	[海外研修] 助成対象経費の 2分の1以内 限度額 100万円  [国内研修] 助成対象経費の 2分の1以内 限度額 50万円
II 指導者育成研修への 参加費助成	本市伝統産業及び伝統芸能の 後継者及び指導者の担い手と して知識・技術を修得する意欲 があり、県外から参加する者	1年以内	助成対象経費の 2分の1以内 限度額 50万円
III 後継者・指導者育成 研修への開催費助成	本市伝統芸能及び伝統産業の 技術を伝承する事業者	通算5日以上 30日以内	助成対象経費の 2分の1以内 限度額 30万円

### 〔募集期限〕

◆対象事業 I・II ※研修の開始月によって募集の締め切りが異なります。

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| ①令和8年4～6月に開始する研修   | : 令和8年2月28日（必着）  |
| ②令和8年7～9月に開始する研修   | : 令和8年5月31日（必着）  |
| ③令和8年10～12月に開始する研修 | : 令和8年8月31日（必着）  |
| ④令和9年1～3月に開始する研修   | : 令和8年11月30日（必着） |

◆対象事業 III 随時募集します。必ず事前に文化政策課（TEL 076-220-2442）

までお問い合わせください。（手続きに時間がかかりますので、早めにご相談ください。）

## I 海外研修・国内研修への参加費助成

### 1. 対象者

次のいずれかの区分に該当し、知識及び技術の修得を目的とした研修に参加する者を対象とします。

- (1) 金沢市伝統産業技術研修者の奨励金交付対象者（※①）又は交付期間が終了した 50 歳未満の者で、本市内において、本市伝統産業を生業とし、後継する意思があるもの
  - (2) 金沢市伝統産業新規参入研修者の奨励金交付対象者（※②）又は交付期間が終了した 50 歳未満の者で、本市内において、本市伝統産業を生業とし、後継する意思があるもの
  - (3) 金沢市希少伝統産業後継者の奨励金交付対象者（※③）又は交付期間が終了した 50 歳未満の者で、本市内において、本市伝統産業のうち後継者が極めて少ない伝統産業を生業とし、後継する意思があるもの
  - (4) 金沢卯辰山工芸工房技術研修者の奨励金交付対象者（※④）又は交付期間が終了した 50 歳未満の者で、本市内において、陶芸、漆芸、染、金工又はガラス工芸を生業とし、後継する意思があるもの
  - (5) 金沢市縁付金箔製造技術研修者の奨励金交付対象者（※⑤）又は交付期間が終了した 50 歳未満の者で、縁付金箔の製造を生業とし、後継する意思があるもの
  - (6) 金沢市伝統芸能伝習者の奨励金交付対象者（※⑥）又は交付期間が終了した 50 歳未満の者で本市内において、本市伝統芸能を生業とし、後継する意思があるもの
- (※) 奨励金交付対象者の要件
- ①金沢市伝統産業技術研修者  
本市内に居住し、かつ、伝統産業に関する知識及び技術を修得しようとする者で、おおむね 40 歳以下のもの
  - ②金沢市伝統産業新規参入研修者  
本市内に居住し、かつ、生業とする意思をもって、金沢市伝統産業技術伝承事業者のもとで、伝統産業に関する知識及び技術を修得しようとする者で、おおむね 30 歳以下のもの
  - ③金沢市希少伝統産業後継者  
本市伝統産業のうち後継者が極めて少ない伝統産業に関する知識及び技術を修得し、生業とする意思のある者で、おおむね 40 歳以下のもの
  - ④金沢卯辰山工芸工房技術研修者  
金沢卯辰山工芸工房に技術研修者として在籍する者
  - ⑤金沢市縁付金箔製造技術研修者  
縁付金箔の製造に関する知識及び技術を習得し、生業とする意思のある者
  - ⑥金沢市伝統芸能伝習者  
本市内に居住し、かつ、能、狂言及び素戔子に関する知識及び技術を修得しようとする者で、おおむね 40 歳以下のもの

## 2. 助成対象事業

本市の伝統産業及び伝統芸能の知識・技術の習得を目的として、海外及び国内（県内も可）で開催され、成果を十分に期待できると認められる研修への参加費を助成します。ただし、次の要件を全て満たす研修を対象とします。

- (1) 研修期間は1年以内であること。
- (2) 研修の内容、日程が具体的に定められ、研修先の施設の受入れ証明（受入先が個人である場合を含む。）があること。

※次に該当する場合は対象外となります。

- ①他の助成制度との併用
- ②高校卒業後の国内外の大学進学
- ③語学研修にかかる費用

## 3. 助成金額

### (1) 海外研修

助成対象経費の2分の1以内の額（千円未満切り捨て）とし、100万円を限度

### (2) 国内研修

助成対象経費の2分の1以内の額（千円未満切り捨て）とし、50万円を限度

## 4. 助成対象経費

経費区分		内容
旅費	海外研修	渡航にかかる旅費 (往復の航空賃はエコノミークラスの実費)
	国内研修	往復の運賃
滞在費		研修先での滞在にかかる宿泊費及び現地の交通費
研修費		授業料・研修会参加費・個人指導料・文献購入費・道具使用料・材料費・その他研修に必要と認められるもの

※国内研修にかかる旅費について

JR 金沢駅を起点とした最も経済的な通常の経路及び方法により移動した場合の往復の運賃

- ・航空機、鉄道又はバスを使用する場合の往復区間最安値となる運賃を適用します。
- ・上記以外の交通機関（自家用車又はタクシー等）に関する旅費は対象外です。

## 5. 提出書類

- (1) 交付申請書（様式第1号（その2））
- (2) 研修計画書（別紙1）
- (3) 研修収支予算書（別紙2）
- (4) 履歴書（市販のものに3ヶ月以内に撮影した写真を添付のこと）
- (5) 推薦書（別紙3）
- (6) 研修先の受入証明書

※研修先、研修期間、研修内容、承諾の日付、承諾者の名前、押印又は署名（直筆サイン）を満たした書類であること

- (7) 研修費用を証明できる書類
- (8) 渡航費用の見積書（海外研修のみ）
  - ※各種割引等を利用し、可能な限り安価なもの
- (9) 上記（6）、（7）、（8）の日本語訳文（外国語で記載されている場合のみ）
- (10) 他の助成制度を併願中の場合（併願予定の場合も含む）は、申請先（実施機関・制度名）、結果通知予定日、申請金額が確認できる書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

## 6. 手続きの流れ

- (1) 交付申請書の提出
- (2) 審査
- (3) 本市から交付決定の通知
- (4) 研修実施
- (5) 奨励金請求
- (6) 奨励金交付

※交付時期は研修期間により異なります。別途記載欄をご覧ください。

- (7) 研修終了後の提出書類

- ①研修完了報告書（別紙5）
- ②研修収支決算書（別紙6）
- ③対象経費の支出を証明する書類

※旅費について

航空機、鉄道又は高速バス使用の場合は、利用者氏名、利用日時等が記載された領収書を提出してください。ただし、チケットの半券等にて当該事実が確認できる場合は、領収書に代えて提出することができます。

- ④研修の写真等
- ⑤その他関係書類

## 7. 奨励金の交付時期等

研修期間	支払回数	支払時期	支払額(1回毎)
<b>3ヶ月未満</b>	1回	研修終了後	全額
<b>3ヶ月以上6ヶ月未満</b>	2回	1回目 研修開始の翌月	交付額の1／2
		2回目 研修終了後	交付額の1／2
<b>6ヶ月以上9ヶ月未満</b>	3回	1回目 研修開始の翌月	交付額の1／4
		2回目 前回支払月から3ヶ月後	交付額の1／4
		3回目 研修終了後	交付額の1／2
<b>9ヶ月以上12ヶ月以内</b>	4回	1回目 研修開始の翌月	交付額の1／5
		2回目 前回支払月から3ヶ月後	交付額の1／5
		3回目 前回支払月から3ヶ月後	交付額の1／5
		4回目 研修終了後	交付額の2／5

※1回毎の支払額に千円未満の端数が生じた場合、端数分は最終払の回で支払

## 8. その他

- (1) 奨励金の交付金額は、実際に研修に要した経費により決定しますので、当初の金額から変更される場合があります。
- (2) 県内の研修に参加する場合、普段の活動（お稽古、練習、制作等）で使用されている工房や施設等で行われる研修は対象となりません。
- (3) 研修期間中は研修に専念する義務があるため、海外研修の場合、一時帰国は認められません。一時帰国する場合には、必ず事前に文化政策課に相談してください。
- (4) 研修期間や研修内容を変更する必要が生じた場合は、直ちに文化政策課に連絡してください。変更の内容によっては奨励金の交付の決定を取り消すことがあります。
- (5) 外国に滞在し、研修する際には査証（ビザ）が必要となる場合があります。応募の際には、あらかじめ研修国のビザ取得が可能であることを確認してください。なお、ビザ取得の手続は研修者各自で行っていただくことになります。
- (6) 研修期間が3ヶ月を超える場合は、四半期ごとに研修状況報告書を提出していただきます。
- (7) 奨励金の交付の期間内に異なる区分の奨励金の交付を受けることはできません。
- (8) 本制度による奨励金の受給は、原則として1回までとします。

## II 指導者育成研修への参加費助成

### 1. 対象者

金沢市伝統産業技術伝承事業者、金沢市伝統産業特定後継者雇用事業者、金沢市縁付金箔製造伝承事業者、金沢市伝統芸能を伝承するもの及び金沢市民俗芸能伝習団体が本市の伝統産業と伝統芸能の指導者の育成を目的として開催する研修に県外から参加し、専門的な知識及び技術を修得する意思がある者または交流を通じ、新たな文化の創造が期待できる者を対象とします。

### 2. 助成対象事業

本市の伝統産業と伝統芸能の指導者の育成を目的として開催する研修への参加費を助成します。ただし、次の要件を全て満たす研修を対象とします。

- (1) 研修期間は1年以内であること。
- (2) 研修の内容、日程が具体的に定められ、研修先の受け入れ証明があること。
- (3) 石川県外からの参加者であること。

※他の助成制度との併用は対象外となります。

### 3. 助成金額

助成対象経費の2分の1以下の額（千円未満は切り捨て）とし、50万円を限度

#### 4. 助成対象経費

経費区分	内容
<b>旅費</b>	往復の運賃
<b>滞在費</b>	研修先での滞在にかかる宿泊費及び現地の交通費
<b>研修費</b>	授業料・研修会参加費・個人指導料・文献購入費・道具使用料・材料費・その他研修に必要と認められるもの

※旅費について

居住地の最寄りの駅から JR 金沢駅までの区間における最も経済的な通常の経路及び方法により移動した場合の往復の運賃

- ・航空機、鉄道又はバスを使用する場合の往復区間最安値となる運賃を適用します。
- ・上記以外の交通機関（自家用車又はタクシー等）に関する旅費は対象外です。

#### 5. 提出書類

- (1) 交付申請書（様式第1号（その2））
- (2) 研修計画書（別紙1）
- (3) 研修収支予算書（別紙2）
- (4) 履歴書（市販のものに3ヶ月以内に撮影した写真を添付のこと）
- (5) 推薦書（別紙4）
- (6) 研修費用を証明できる書類
- (7) 他の助成制度を併願中の場合（併願予定の場合も含む）は、申請先（実施機関・制度名）、結果通知予定日、申請金額が確認できる書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

#### 6. 手続きの流れ

- (1) 交付申請書の提出
- (2) 審査
- (3) 本市から交付決定の通知
- (4) 研修実施
- (5) 嘉勵金請求
- (6) 嘉勵金交付

※交付時期は研修期間により異なります。別途記載欄をご覧ください。

- (7) 研修終了後の提出書類
  - ①研修完了報告書（別紙5）
  - ②研修収支決算書（別紙6）
  - ③対象経費の支出を証明する書類

※旅費について

航空機、鉄道又は高速バス使用の場合は、利用者氏名、利用日時等が記載された領収書を提出してください。ただし、チケットの半券等にて当該事実が確認できる場合は、領収書に代えて提出することができます。

- ④研修の写真等
- ⑤その他関係書類

## 7. 奨励金の交付時期等

研修期間	支払回数	支払時期	支払額(1回毎)
3ヶ月未満	1回	研修終了後	全額
3ヶ月以上6ヶ月未満	2回	1回目 研修開始の翌月	交付額の1／2
		2回目 研修終了後	交付額の1／2
6ヶ月以上9ヶ月未満	3回	1回目 研修開始の翌月	交付額の1／4
		2回目 前回支払月から3ヶ月後	交付額の1／4
		3回目 研修終了後	交付額の1／2
9ヶ月以上12ヶ月以内	4回	1回目 研修開始の翌月	交付額の1／5
		2回目 前回支払月から3ヶ月後	交付額の1／5
		3回目 前回支払月から3ヶ月後	交付額の1／5
		4回目 研修終了後	交付額の2／5

※1回毎の支払額に千円未満の端数が生じた場合、端数分は最終払の回で支払

## 8. その他

- (1) 奨励金の交付金額は、実際に研修に要した経費により決定しますので、当初の金額から変更される場合があります。
- (2) 研修期間や研修内容を変更する必要が生じた場合は、直ちに文化政策課に連絡してください。変更の内容によっては奨励金の交付の決定を取り消すことがあります。
- (3) 研修期間が3ヶ月を超える場合は、四半期ごとに研修状況報告書を提出していただきます。
- (4) 本制度による奨励金の受給は、原則として1回までとします。

## III 後継者・指導者育成研修への開催費助成

### 1. 対象者

下記の区分における範囲を満たす事業者を対象とします。

区分	範囲
金沢市伝統産業技術伝承事業者	金沢市伝統産業に関する知識及び技術を伝承する事業者
金沢市伝統産業特定後継者雇用事業者	伝統産業に関する知識及び技術を修得しようとする障害者又は高齢者を雇用する本市伝統産業の事業者
金沢市縁付金箔製造伝承事業者	金沢市縁付金箔製造技術研修者に縁付金箔の製造に関する知識及び技術を伝承する事業者
金沢市民俗芸能伝習団体	金沢市が指定文化財に指定した民俗芸能の保持団体等

### 2. 助成対象事業

後継者及び指導者の育成を目的として市内で開催する研修の開催費を助成します。ただし、次の要件を全て満たす研修を対象とします。

- (1) 研修期間は通算して5日以上30日以内であること。
  - (2) 研修の参加者は、専門的な基礎技術を修得した者を対象とすること。
- ※研修期間の日数は必ずしも連続したものでなくとも構いませんが、あくまで同一の研修であることが条件です。異なる研修を組み合わせて5日以上とすることはできません。
- ※他の助成制度との併用は対象外となります。

### 3. 助成金額

助成対象経費の2分の1以内の額（千円未満は切り捨て）とし、30万円を限度

### 4. 助成対象経費

経費区分	内容
<b>会場借上料</b>	研修会の開催にかかる会場借上料
<b>講師謝金</b>	講師に支払う謝金
<b>講師旅費</b>	講師に支払う旅費
<b>研修教材等諸費</b>	研修会の開催にかかる資料等の印刷製本費、材料費

※研修会の開催にかかる飲食代等は対象外

### 5. 提出書類

- (1) 交付申請書（様式第1号（その2））
- (2) 研修計画書（別紙1）
- (3) 研修収支予算書（別紙2）
- (4) 活動実績書
- (5) 推薦書（別紙3）
- (6) 開催費用を証明できる書類
- (7) 他の助成制度を併願中の場合（併願予定の場合も含む）は、申請先（実施機関・制度名）、結果通知予定日、申請金額が確認できる書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

### 6. 手続きの流れ

- (1) 交付申請書の提出（※申請される場合は、事前にお問い合わせください。）
- (2) 審査
- (3) 市から交付決定の通知
- (4) 研修実施
- (5) 奨励金請求
- (6) 奨励金交付（※原則として研修終了後に交付します。）
- (7) 研修終了後の提出書類
  - ①研修完了報告書（別紙5）
  - ②研修収支決算書（別紙6）
  - ③対象経費の支出を証明する書類
  - ④研修の写真等

## 7. その他

- (1) 奨励金の交付金額は、実際に研修に要した経費により決定しますので、当初の金額から変更される場合があります。
- (2) 研修期間や研修内容を変更する必要が生じた場合は、直ちに文化政策課に連絡してください。変更の内容によっては奨励金の交付の決定を取り消すことがあります。
- (3) 奨励金の交付の期間内に異なる区分の奨励金の交付を受けることはできません。
- (4) 本制度による奨励金の受給は、原則として1回までとします。

### 〔提出先・お問合せ〕

郵送または持参により提出してください。

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市文化スポーツ局文化政策課 (市役所第一本庁舎4階)

〈TEL〉 076-220-2442 〈FAX〉 076-220-2069

〈E-mail〉 bunshin@city.kanazawa.lg.jp

※提出書類の内容等について、文化政策課から連絡することがありますので、提出書類の写しを一式保管してください。なお、提出書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。